

年 発 0728 第 3 号
令和 3 年 7 月 28 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第127号）が令和 3 年 7 月 28 日付けで公布され、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第25条第 2 項に規定する提示運用方法が信託商品である場合で、当該信託商品が信託約款の定めに基づき終了して償還（以下「繰上償還」という。）される場合には、提示運用方法から当該信託商品を除外するに当たって、当該信託商品を選択して運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要であることとされたことを踏まえ、「確定拠出年金制度について（平成13年 8 月 21 日年発第213号）」の別紙を別添のとおり改正し、確定拠出年金運営管理機関が加入者等に対して運用の方法に係る金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容として、当該信託商品については繰上償還の説明を追加することとした。

また、これに併せて、運用の指図を行っている加入者等の同意を得て提示運用方法から運用の方法を除外する場合の取扱いについて、既に保有している運用の方法の売却を伴わない方法により除外することができることとした。

これらについて、令和 3 年 7 月 28 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号） 新旧対照表

新	旧
<p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 法第 22 条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）具体的な内容</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ 離転職の際には、法第 83 条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、<u>法第 80 条及び第 82 条</u>の規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること。</p> <p>（4） （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第 4 （略）</p> <p>第 5 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項</p> <p>1. 運用の方法に係る金融商品について情報提供すべき具体的な内容</p> <p>確定拠出年金運営管理機関等が加入者等に対し運用の方法に係る金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容については、法第 24 条及び第</p>	<p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 法第 22 条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）具体的な内容</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>カ 離転職の際には、法第 83 条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、<u>法第 80 条から第 82 条までの規定</u>により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること。</p> <p>（4） （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第 4 （略）</p> <p>第 5 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項</p> <p>1. 運用の方法に係る金融商品について情報提供すべき具体的な内容</p> <p>確定拠出年金運営管理機関等が加入者等に対し運用の方法に係る金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容については、法第 24 条及び第</p>

24 条の 2 に基づく施行規則第 20 条第 1 項及び第 2 項に規定しているところであるが、同条第 1 項第 1 号中「運用の方法の内容」に係る具体的な情報の内容及びその提供方法は、各運用の方法に係る金融商品ごとに、元本確保型の運用の方法であるか否かを示した上で、次に掲げる内容及び方法とすること。

(1) (略)

(2) 信託商品について

次に掲げる事項を記載した書類の交付又は電磁的方法により情報提供を行うものとする。

① (略)

② 信託期間（契約期間、信託設定日、償還期日、繰上償還の説明、自動継続扱いの有無）

③～⑦ (略)

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

第 6 運用の方法の除外に関する事項

1. 運用の方法の除外の具体的な手順について

確定拠出年金運営管理機関等は、運用の方法の除外をしようとするときは、以下の手順により行うこと。

(1) 確定拠出年金運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ、

① どの運用の方法を除外しようとするか

② 既に保有している運用の方法について、売却を伴う除外とするか又は売却を伴わない除外とするか（以下「除外の方法」という。）

24 条の 2 に基づく施行規則第 20 条第 1 項及び第 2 項に規定しているところであるが、同条第 1 項第 1 号中「運用の方法の内容」に係る具体的な情報の内容及びその提供方法は、各運用の方法に係る金融商品ごとに、元本確保型の運用の方法であるか否かを示した上で、次に掲げる内容及び方法とすること。

(1) (略)

(2) 信託商品について

次に掲げる事項を記載した書類の交付又は電磁的方法により情報提供を行うものとする。

① (略)

② 信託期間（契約期間、信託設定日、償還期日、自動継続扱いの有無）

③～⑦ (略)

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

第 6 運用の方法の除外に関する事項

1. 運用の方法の除外の具体的な手順について

確定拠出年金運営管理機関等は、運用の方法の除外をしようとするときは、以下の手順により行うこと。

(1) 確定拠出年金運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするかを決定すること。

を決定すること。

(2) 確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等（以下「除外運用方法指図者」という。）に運用の方法を除外しようとする旨及び除外の方法を通知した上で、法第 26 条第 1 項の運用の方法の除外に係る同意を得ること。

(注) 確定拠出年金運営管理機関等は、再委託先である記録関連運営管理機関から、除外運用方法指図者の情報を入手する。

(注) 法第 26 条第 2 項に基づき、除外の通知をした日から規約で定める期間（3 週間以上）を経過してもなお除外運用方法指図者から意思表示を受けなかった場合は、除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができる旨、当該通知で記載すること。

(3) (略)

(4) 確定拠出年金運営管理機関等は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。

(注) 除外する運用方法について売却を伴わない除外とする場合、除外運用方法指図者に対する運用方法を除外した旨の通知は、(3)の周知にあわせて当該運用の方法を除外する日を通知することをもって代えることができる。

(注) 法第 26 条第 3 項に基づき、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、公告を行う。

(注) 仮に除外時まで運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、企業型年金規約で定める期間経過後、除外対象となっている運用の方法に係る掛金に相当する個人別管理資産について、当該指定運用方法を運用の方法とする運用

(2) 確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等（以下「除外運用方法指図者」という。）に運用の方法を除外しようとする旨を通知した上で、法第 26 条第 1 項の運用の方法の除外に係る同意を得ること。

(注) 確定拠出年金運営管理機関等は、再委託先である記録関連運営管理機関から、除外運用方法指図者の情報を入手する。

(注) 法第 26 条第 2 項に基づき、除外の通知をした日から規約で定める期間（3 週間以上）を経過してもなお除外運用方法指図者から意思表示を受けなかった場合は、除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができる旨、当該通知で記載すること。

(3) (略)

(4) 確定拠出年金運営管理機関等は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。

(新設)

(注) 法第 26 条第 3 項に基づき、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、公告を行う。

(注) 仮に除外時まで運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、企業型年金規約で定める期間経過後、除外対象となっている運用の方法に係る掛金に相当する個人別管理資産について、当該指定運用方法を運用の方法とする運用

の指図を行ったものとみなされること。

2 (略)

第7～第12 (略)

の指図を行ったものとみなされること。

2 (略)

第7～第12 (略)